



日本共産党 赤坂 仁議員 2022年2月京都市会 代表質問

2022年2月28日

伏見区選出の赤坂仁です。日本共産党議員団を代表して、蔵田共子議員、やまね智史議員に引き続き、質問します。新型コロナウイルスで亡くなられた方に哀悼の意を表し、罹患された方に、家族の皆様にお見舞い申し上げます。

1、憲法を生かし、市民の命と暮らしを守る市政の実現へ

最初に、憲法をいかし、市民のいのちと暮らしを守る市政について質問します。

今年5月3日に、日本国憲法施行75周年を迎えます。今年は、憲法をめぐる2つの道、憲法を生かし戦争しない国、平和に生きようとする流れと、憲法を改悪し、日本を戦争できる国づくりにする流れとのせめぎあいの年となっています。

先日、岸田首相が所信表明で「敵基地攻撃能力」の保有検討を打ち出し、「対米公約」をしたことはきわめて重大です。安倍元首相は、「敵基地攻撃能力」について、敵基地に限定せず、相手国を殲滅する能力だと説明しており、アメリカの要請により日本を「戦争する国」にするものです。国の争いごとは、戦争でなく、外交交渉で解決する、国の交戦権は認めないという、憲法9条とは相いれないものと考えますが、市長はどのように認識されていますか。

日本共産党は、ASEAN(東南アジア諸国連合)諸国と手を携え、東アジアサミットの枠組みを活用・発展させ、東アジアを平和と協力の地域にしていくためには、憲法9条を生かした平和外交が必要ですし、戦争を起こさない平和の砦を東アジアに築くことが大事だと考えます。市長は戦争する国づくりに向かう施策および戦争協力事務には一切協力しないと、市民に対してははっきりと意思表示すべきではありませんか。いかがですか。

【答弁→総合企画局長】 「敵基地攻撃能力」については、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、岸田首相の施政方針演説において「国民の命と暮らしを守る取組」の中で、「あらゆる選択肢を排除せず検討していくもの」とされており、我が国の平和と安全保障という国家の基本に関わる問題であり、国会において議論を深めていく必要があると考えている。

日本国憲法における平和の理念は、日本国民はもとより、世界の人々に共通する願いであり、変わらざる人類普遍の理念であると認識している。引き続き、憲法に基づく世界恒久平和の実現に向けて、不断の努力を続けていく。

2、市民を監視する「土地利用規制法」は、廃止を求めよ

次に、昨年6月、自民・公明政権が強行した「重要土地調査・規制法」いわゆる「土地利用規制法」が今年9月に施行されることに

土地利用規制法の「注視区域」の予定範囲



2022年2月作成 / 日本共産党京都市会議員団

ついてです。同法は、米軍や自衛隊基地を「重要施設」として、その周辺1キロ以内の区域を「注視区域」や「特別注視区域」に指定し、その地域に暮らす住民を調査・監視し、必要があれば土地・建物の利用を制限するものです。5年後にはさらに、周辺3kmまで範囲を広げるものです。昨年5月

土地利用規制法の「注視区域」の予定範囲



2022年2月作成 / 日本共産党京都市会議員団

には、内閣官房土地調査検討室は「注視区域」の候補として、桂駐屯地と宇治市黄檗の陸上自衛隊宇治駐屯地を上げています。

伏見区向島地域は1キロ圏内に入り、半径3キロ地域まで広がると桃山・向島居住地域が対象になります。「注視区域」に指定されると土地や建物の所有者や賃借人などを調査し、その結果、重要施設などの機能を阻害するか、その「明らかなおそれ」があると判断すれば、政府は土地・建物の利用中止を勧告・命令できます。従わなければ懲役を含む刑事罰が科されます。土地収用さえも今後検討するとしています。さらに、「機能を阻害」とは何を指すのか、何を調査するのか、具体的中身は法律には書かれていません。政府の判断次第で拡大解釈が可能という仕組みであり、政府による住民の調査・監視による重大なプライバシー侵害や、財産権の侵害が懸念されます。国民が軍事施設周辺でスケッチや写真撮影をただけでスパイ扱いされ罰せられた戦前・戦中の治安立法を彷彿させるものです。

地方公共団体の長等に対しても、注視区域内の土地等の利用者等に関する情報の提供を求めることができるとされています。

市長は、京都市民の命と財産に責任を負う立場から、「土地利用規制法」の施行・運用を停止、さらに法の廃止を国に求めることが必要ではありませんか。いかがですか。

【答弁→危機管理監】 本法律には、付帯決議として、国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意すること、目的外の情報収集は行わないことや情報管理の徹底等が付されている。国において適切に運用されるものと認識しており、法の運用停止や廃止を求めることは考えていない。区域については、本市域に適用があるかどうか、現時点では不明である。

3、企業呼び込み型の規制緩和ではなく、住環境を守る市政へ

次に、京都市都市計画マスタープラン、市住宅マスタープランによる京都のまちづくりについて質問します。この間「都市計画手法の活用」「都市計画の見直し」などという言葉を使って、さまざまな規制緩和が図られてきています。

京都駅周辺の162haに及ぶ広大な範囲を都市再生緊急整備地域に指定して、大企業が自由に都市計画を提案できるようにする、新景観政策の高さ規制の特例許可の基準を緩和する、特例許可でなく高さ規制そのもの

を緩和する、市街化調整区域への企業立地を進めるために規制を緩和する、また、ホテル誘致を促進するというこ
とで、小学校跡地活用の基準を緩和したり、上質宿泊施設誘致制度で都市計画の特例を使いやすくしたりしてい
ます。昨年の 9 月に、こうした方向性が、都市計画の一番の基本方針である、京都市都市計画マスタープランに書
き込まれました。また、「行財政改革計画」の中でも「成長戦略」として書き込まれています。

では、このような「都市計画の手法」を使って、住み続けることができる地域がえられるのかと言えば、全く違
います。先ほど紹介した様々な「手法」や「見直し」は、企業、それも京都市以外の大企業や海外の企業を誘致するた
めに使われてきており、住民のためではなく、大企業の経済活動の自由度を高めるためのものと言えます。小学校
跡地はその典型例と言え、NTT 都市開発や住友商事、安田不動産などの大企業に、地元のみなさんの地域活動
の拠点が差し出されているではありませんか。

現在でも、仁和寺門前へのホテル建設計画をめぐっては、地域住民をはじめとした多くのみなさんが、都市計画
の規制を大幅に超える施設建設に対して、市長が特例許可を出さないよう求めています。さらに、京都駅前の都市
再生緊急整備地域では、高さ規制の 2 倍を超える 60m の商業ビルの建設も進められようとしています。

この間の京都駅周辺のさまざまな大型商業施設の建設や、市内各地にホテルや簡易宿所が乱立してきた状況
を振り返れば、今市長が加速させようとしている、企業呼び込み型の大規模開発によって、京都の経済が活性化し
ないことは明らかです。それどころか、まちなかに若い世代を中心とした住民が住めない、その地域に住民が住み
続けられないまちへと変えられてきた状況に拍車をかけることとなります。

今、市長に求められていることは、呼び込み型の開発を進めるための規制緩和ではなく、住民が住み続けられる
よう住環境を守るための規制を強化すること、と考えますがいかがですか。

【答弁→市長】 まちづくりに際しては、現在お住まいの市民が 安心で快適に暮らせる環境を保ち、
創り上げることが何よりも大切。京都の求心力を活かし、人や企業を惹きつけることも同時に大
切。外からの活力を「呼び込み」として、今ある暮らしと対立的に捉えるのではなく、様々な主体の共
存を可能にする都市構造の実現が重要。本市の基礎的課題である「若年・子育て層の市外流出」
と「産業用地・空間の不足」に対応し、今後、若者が「京都で子育てしたい、働きたい」、そして企業
が「京都を拠点に事業展開したい、京都に進出したい」と思える環境づくりに向け、新税をはじめ、産
業、子育て、教育等といったあらゆる関係施策とも連携しながら、都市計画上の方策について検討し
ていく。

・北山エリアの計画について、市長は「賛同」を撤回し、整備計画の撤回を

また、京都府の「北山『文化と憩い』の交流構想」については、京都市の都市計画では建てられない宿泊施設や
シアターコンプレックスなどが書き込まれています。京都市がこの「構想」を「都市計画マスタープラン」に位置付
けたのは、都市計画の規制を緩和することを前提にしたものと言わざるを得ません。

そもそも、本市が都市計画マスタープランに北山エリアを位置付けたことに対して、北山エリアの計画が「幅広い
府民市民の意見を反映」している、京都府は「幅広い方々の理解を得て進めて行く」などと説明してきました。しか
し、府が開いた説明会では次々と反対の声が出され、北山エリア整備計画の撤回を求める署名は現在 12 万人を
超えています。世論と運動が広がる中で、府知事が作ろうとしている懇話会の人選が難航し、再整備計画の提言
が出せないどころか、会合すら開けないでいます。

市長は年明けの記者会見で、北山エリアについて「賛同」を表明しましたが、北山エリア整備が「府民市民の意
見を反映し「理解を得ている」との前提が崩れています。市長は「賛同」を撤回し、整備計画の撤回を府に申し入
れるべきと考えますが、いかがですか。

【答弁→市長】 京都府がパブリックコメントを経て「北山エリア整備基本計画」を策定した。京都
市都市計画マスタープランに掲げる都市計画の方針とも整合していることを確認のうえ、昨年 4 月
プランに位置付けた。

今後、京都府が、植物園や大学等の関係者、様々な分野の専門家の意見をお聴きし、幅広い方々

の理解を得て進めていくとしており、京都府との調整を密にし取組を進めていく。

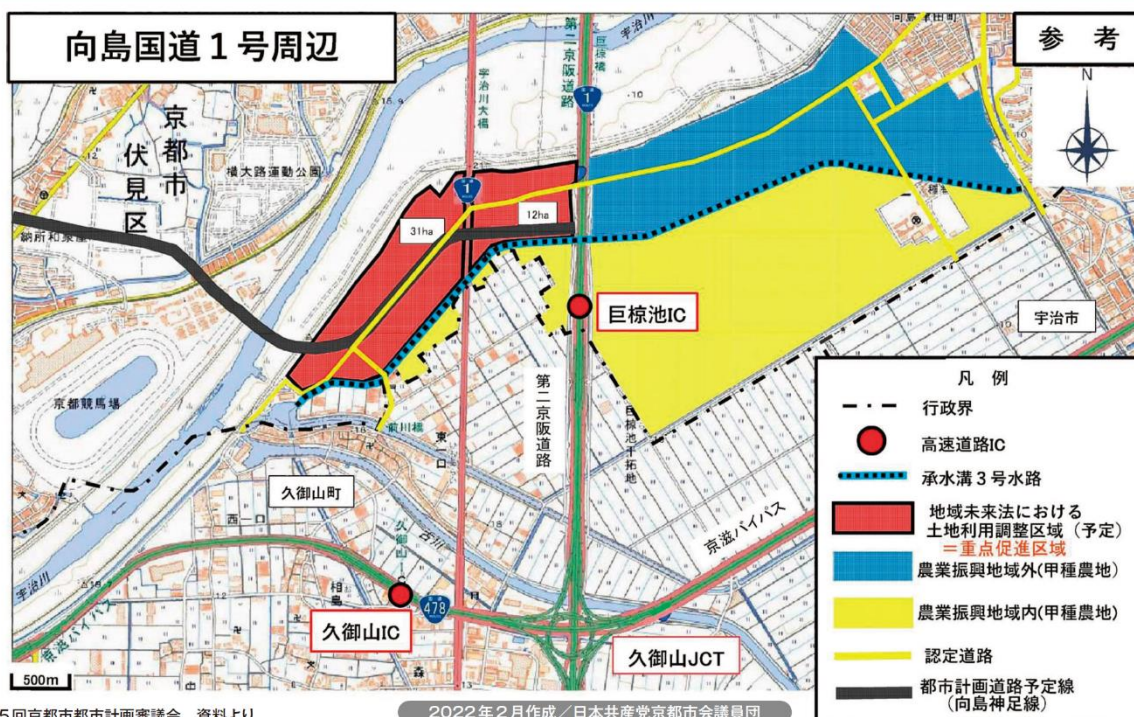
・向島の農地を産業用地に転用する計画は中止すべき

さらに、京都のまち壊しは、向島国道1号周辺エリアに広がります。経産省の「地域未来投資促進法」に基づく「土地利用調整制度」を活用し、経済成長戦略として原則不許可である農地の産業用地への転用を「例外許可」にしようとしています。さらに、「地区計画制度」により市街化調整区域における開発行為等を可能とする運用基準を策定し、運用を開始する」と今年1月、都市計画局は発表しました。「開発行為を許可」し、生産緑地・農地を廃止し産業用地として活用を認める、というのでは、京都市の都市計画である都市緑地、農地確保という方針に反するものではありませんか。

現地では、もうすでに不動産会社が農地の買い付けに走っているのが、農業後継者は先行きどうなるのかと心配されています。向島地域の200戸余りの農家は、優良農地として水田のほか、京野菜の淀大根、九条ネギなどの栽培を続けてきました。まるで、農家経営の「はしごを外すようなもの」と農家の声も聞きます。対象地域は全部で43ha、1ha単位の土地利用を認めるが、インフラ整備は企業持ちですから、土地利用ができるのは大企業に限定されます。自然生物や環境、地域交通への影響も甚大です。

一度壊された農地は、二度と豊かな農地に戻すことはできません。近郊農業として育成、支援すべき農家の土地を「物流産業用地」に転用させ、京都市の農業を犠牲にする計画は中止すべきではありませんか。いかがですか。

農地転用重点促進区域



【答弁→岡田副市長】本市では、都市の成長戦略である企業立地を進める上で、市街化調整区域における産業用地の創出は、重要な課題である。

向島国道1号周辺エリアでは、農業振興との調和を図る必要があり、農業振興地域は産業用地創出の対象外としている。農業の継続を希望される方は、続けていただける。

今回の制度によって、農地転用許可に係る手続等が省略されるものではない。事業者には、土砂の流出防止、用排水施設の機能維持、農地の分断の防止、日照の確保など、営農に支障が生

じない計画にすることが必要。不適切な場合には、農地法上、農地転用は許可されない。

4、市営住宅の整備、低所得者のための家賃減免制度の改悪反対

次に、「住宅確保要配慮者」及び若者・中間層世帯に対する公的住居の保障について質問します。

住宅マスタープランでは、子育て世代が市内で住居を確保しづらく、「京都離れ」を招いている現状を大きな課題として捉えています。しかし、市営住宅ストック総合活用指針では市営住宅の住戸数を減らす計画となっています。建て替え予定の市営住宅敷地の一部を民間事業者へ提供し、市営住宅の建設費とその後の管理業務で金もうけになるPFI手法をとるとするのは問題です。

昨年12月の一般市営住宅の公募抽選の平均倍率は9.4倍、最高が132倍、単身者向け住宅で平均11.8倍、最高で109倍もあるなど、競争率が高く入居待ちの市民が多数おられます。コロナ禍で低家賃の市営住宅への入居希望者は増えています。にも関わらず、京都市は住戸数を減らす計画の一方、市営住宅の空き家整備は遅れたまです。市民のために京都市は、まず空き家改修を進め、住居の確保をすべきです。

例えば、向島NTは高齢化が進んでいます。活性化を図る若者世帯を増やすために、市営住宅の入居条件の所得制限を一部緩和すること。年間4回の公募を随時公募することなどで、市民要望に応えることが必要です。向島の空き家率は3割・964戸もあり、障がい者専用住宅の空き家率は24.1%で13軒もありますが、回収が進まず空き家が放置されています。市住宅政策課は「京都で暮らす魅力をより広く知ってもらおうと同時に、いざ住みたいと思ったときに選択肢がある環境を作っていきたい」と述べています。ならば京都市は住民の声に答え、若い世代も入居できるように、空き家整備の促進、「市営住宅の入居条件の所得基準額、月15万8千円を緩和するとともに、公募回数を随時公募にすべきです。お風呂の扉を折れ戸にすること、浴槽は低く、シャワーの設置等の実現、また介護保険制度を活用する改修も認め、単身者や障がい者が安心して住める市営住宅を提供すべきではありませんか。いかがですか。

【答弁→都市計画局長】 市営住宅は、全体としての供給量は充足していると考えている。「市営住宅ストック総合活用指針」に基づき、入居実態、需要に見合った管理戸数、供給戸数に削減していく。一般世帯向けに加え、単身者や障がい者の方向けにニーズに合わせた供給を行うよう努めており、公営住宅法の原則に基づき年4回の公募を行っている。単身者向けの公募機会の拡充も検討している。浴室の改善については、障がいのある方には介護保険制度など福祉制度の案内も含め丁寧な対応をしていく。

入居収入基準は、子育て世帯、新婚世帯等に対しては、一般の世帯に比べ高い基準を設けており、これ以上に引き上げる考えはない。

・低所得者のための市営住宅「家賃減免制度」の見直しは、やめるべき

次に、京都市は、低所得者の市営住宅の「家賃減免」制度の見直しを今年4.1から実施予定です。来年度は約5億円も新たな家賃値上げとなる計画です。ある8割減免世帯のケースでは月額5,500円が27,500円に5倍にもアップの可能性があると聞きます。そもそも収入が減った住民の人権保障の家賃軽減策です。「コロナで収入が減って、年金も下がるばかり、家にいる時間が増えたので、光熱費など公共料金や物価の値上げで、困っているときに、さらに家賃の値上げは、市民いじめのなにもでもありません」との声が寄せられています。活用指針で「負担の公平性」を図る、というのは、低所得者にさらに負担を押し付けることですか。コロナで収入が減って大変な時に、収入が少なくなった人のためにある市営住宅の家賃減免制度の見直しは、やめるべきです、いかがですか。

【答弁→都市計画局長】 市営住宅の家賃減免制度については、入居世帯間の公平性や、民間賃貸住宅入居者との均衡等、困窮実態をよりの確に反映できるよう見直しを進めてきた。本年4月から運用していく。

5、35人学級の早期実施、通学費補助など教育条件の整備を

次に、子どもの教育条件整備について質問します。

コロナ禍の下で多くの学校でクラスターが発生し、子どもも保護者も大変な毎日です。子どもたちの教室の過密な状態を解消し、学力保障の充実を求める声が広がりました。そして文科省は今年度から、公立小学校で段階的に35人学級を導入する、同時に小学校5.6年生の4つの専科教育の教員加配計画を発表しました。これを機会に鳥取県の小学校は全学年で30人学級を導入する方針と聞きます。

京都市では、すでに小学校2年生まで35人学級を実施、中学校では中3の30人学級を実現しています。国の予算を生かして、来年度は小学校3年生はもちろん、さらに全学年で、35人以下学級に改善すべきと考えます。いかがですか。さらにコロナ禍の下で教室の「3密」の解消、ストレスを抱えた子どもたちに丁寧に対応するために、教職員を増員し、30人以下学級の早期実施をめざすべきです。いかがですか。

【答弁→教育長】 意見書採択され、国において40年ぶりに学級編制の標準が引き下げられ、小学校6年生までの35人学級が、今年度から5年計画で段階的に実施されている。来年度は、小学校3年生まで35人学級を実施する。中学校3年生までの全学年で本市独自に35人学級を実施するには、来年度だけで約24億円、さらに30人学級を実施するには約66億円の予算措置が必要であり、実施は困難である。

・神川中学校こそ、新設校を建設し、マンモス校の早期解消を

次に、神川中学校のマンモス校の解消について質問します。新設校の建設を20年前から要求してきましたが、教育委員会は「生徒数が減るから、分校建設はもったいない」との返事でした。しかし、文部科学省は、一校あたり25学級以上を「大規模校」、31学級以上を「過大規模校」として位置づけ、適正規模となるよう取り組むことを示しています。特に、「過大規模校」には、分離新設などの抜本的な対策が必要としています。教育委員会の資料でこの10年間の動向を見ても、平均生徒数は1,000人以上。学級数は31以上、2021年度入学者は323名、全校で1,074人、育成学級も増加しています。法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされています。予算がないといいますが、今年度の小中一貫校の2校の建設には150億円以上もかかります。改善されない特別な理由はあるのですか。予算執行の順序も考えているのですか。保護者からは「体育祭や音楽コンクールでも、多人数のために、自分の子どもを探すのが大変」「きめ細かな教育指導が困難な大規模校に行かせたくない」という声が出ています。コロナ禍の下で教室での過密な状態を避けることが求められているときに、超過密な過大規模校である神川中学校こそ、新設校を建設し、マンモス校の早期解消を求めます。いかがですか。

【答弁→教育長】 神川中学校については、生徒数の増加に伴い、必要な教育環境の整備を順次行ってきた。生徒数は、平成26年度をピークに下降傾向にあり、既に100名以上減少、今後数年で更に100名減少の見込みであり、学校の新設は必要ないと考えている。

・小・中学校に通う公共交通利用者全員の交通費の公費負担を求める

また、小・中学校の通学に利用する公共交通機関の保護者負担について伺います。全市で、安全な通学のために、公共交通機関を利用する子どもたちが多数おられますが、東山区の開晴学園では市バスを通学に利用する子どもさんには市バス定期券が京都市から交付され、今後も継続するとしています。しかし他の地域では「行財政改革」で「補助金制度」が見直しされ、「遠距離通学費補助制度」が来年度予算案で公費負担額が減額される方針が示されています。公費負担の補助金が減らされ、遠距離通学の生徒の保護者の負担限度額が月2,880円から来年度3,600円まで引き上げられます。年間34,560円から43,200円までの通学費が保護者負担となるということです。明親小学校では、通学費の子ども一人平均年間約40,000円ですから、今後は全額保護者負担になります。公共交通機関を利用するのは通学の安全対策上学校として認めているもので、学校によって市民サービスの格差があってはなりません。義務教育はこれを無償とすると、子どもの教育を受ける権利を保障する憲法の趣旨からも、京都市内のどこに住んでも、市民みんなに平等に行政サービスが行き届くようにするのが、京都市の仕事ではありませんか。小・中義務教育学校に通う公共交通機関利用者全員の交通費の公費負担を求めます。いかがで

すか。

【答弁→教育長】 通学距離が一定の基準を超える場合の遠距離通学費補助金は、本市独自の制度であり、市バスの最も安価な 1 ヶ月の定期運賃と定め、平成元年以降、負担額を据え置いてきた。全庁的な補助金の見直し・総点検に伴い、現在の市バスの運賃に基づいた負担額に変更していく。厳しい財政状況の下、小・中学生の通学費の全額公費負担は困難である。

6、住民が主人公となった向島のまちづくりを

次に、向島のまちづくり、住民が主人公の地域活性化の取組について質問します。

京都市は 2016 年 4 月以来、向島地域住民とともに、向島ニュータウンの地域活性化と老朽化が進む施設の再生を目指す、「向島ニュータウンまちづくりビジョン」を作成し、住民による地域活性化活動に取り組んできました。NT 住民と周辺の地元住民との交流が進み、向島秀蓮小中学校が開校し、2019 年 7 月から廃校になった元向島中学校の跡地は市の協力を得て、地域の住民が自主的にまちづくりと地域活性化のために運営する、向中センターとして地域コミュニティの貴重な活動場所として使用されています。住民と区役所・行政との連携で、元向島中学校跡地利用委員会が結成され、各種団体が結集し、地元農家も参加する「向島元気バザール」の開催、向島ユースセンターの取り組みで、体育館が若者の放課後アフター 5 の居心地の良い居場所になっています。校庭は、ラグビークラブの練習場になり、空き教室は、若者にとってダンス練習場所としても無くてはならない施設です。地域行事の「向島まつり」がコロナ禍の下でも途切れることなく継続開催できたのは、向島中学校跡地があったからです。元向島中学跡地は売却することなく、現状の向中センターでの地域主体の地域活性化事業を絶やすことなく、現状の施設利用を京都市として保障することを求めます。いかがですか。

【答弁→鈴木副市長】 向島地域においては、幅広い住民参加のもとに策定された「向島ニュータウンまちづくりビジョン」を策定し、市営住宅の空き住戸を活用したグループホームや子ども食堂の開設など、様々な取組が行われてきた。元向島中学校跡地については、ビジョンの中で、若者・子育て世帯、高齢者など誰もが安心して暮らせるまちとして、地域の求める医療・福祉の充実に資するよう早期に活用していく。

・住み続けられる伏見区のまちづくりのために「地域公共交通会議」の設立を

次に、住民が住み続けられるまちづくりのためには、公共交通の便利さが問われます。向島地域には、市バスが走っていません。近鉄バスが走っていますが、住民の声と運動が、近鉄向島駅から竹田駅東口までの路線バスの系統を実現、敬老乗車証も適用され大変便利になりました。通院や買い物客など近鉄バスの利用者が多く、座れない人であふれるほどで、午前 8 時台、午後 5 時台のダイヤを増やして便利にとの声は切実です。

さらに、近鉄向島駅は、1970 年代に地元住民の要望に基づき設置され、NT の近鉄循環バスとの結合が図られ、近鉄奈良線と地下鉄との相互乗り入れによって、乗客の利便性の向上がはかられ、地下鉄が奈良まで延伸しています。しかし、近鉄竹田駅から近鉄向島までの伏見区域の近鉄線路を走る地下鉄車両には、敬老乗車証が適用されません。地下鉄利用者の増加と、利便性向上は両輪となるものであり、伏見区内の地下鉄駅についても、敬老乗車証で乗れるようにすべきです。地下鉄ができて昨年 40 周年を迎えましたが、いかがですか。

国は法律に基づき、「京都市地域公共交通計画」の策定を提唱しています。利用者と行政、交通事業者が交通問題を協議する、「地域公共交通会議」を伏見区はもちろん各行政区・地域に設立することを求めます。いかがですか。

【答弁→鈴木副市長】 向島駅等、民営鉄道の駅への敬老乗車証の適用拡大については、更なる市税負担の増大を招き、困難である。交通問題については、本市全域を対象に議論する協議会の場で、市民、交通事業者、行政等の参画のもと生活交通の維持・確保を目指し、京都市地域公共交通計画の策定に取り組んでいく。

・向島の証明書発行コーナーは存続すべき

次に、証明書発行コーナーについてです。

京都市は住民の利便性を高めるために設置した、向島証明書発行コーナー等市内の 4 か所の便利な証明書発行コーナーを「行財政改革計画」に基づき、今年 3 月 25 日に廃止を予定するとしています。住民からは不便になるとの批判の声が出ています。向島コーナーだけでも、市営住宅の家賃減免証明などの取次など、年間 1 万 5 千人が利用しています。当局はコンビニでマイナンバーカードを利用して証明書が取れるといいますが、コンビニで取れない証明書があると当局も認めています。つまり、古い戸籍、一般証明書である独身証明書、身分証明書、納税証明、評価証明、自動車臨時運行許可など 11 種類の証明書が発行できません。

足の不自由な高齢者は、以前、インフルエンザの負担軽減措置 1,200 円を受給するために必要な証明書を区役所でしか発行できないといわれ、タクシーに乗ってもらいに行くと、往復で同額のタクシー運賃払いを余儀なくされたと嘆いていました。

高齢化が進む向島ニュータウン・市営住宅の住人の中に、マイナンバーカードを持っていても使えない人がたくさんおられ、コンビニでも店員が個人情報だからと対応してくれませんでした。向島の証明書発行コーナーは廃止ではなく、むしろ支所に格上げして、対面で、保健衛生、民生事業の相談に乗ってくれる体制充実を住民は求めています。少なくとも市民の声にこたえて作られた、近くて便利な証明書発行コーナーを、住民の立場に立って存続すべきと考えますが、いかがですか。

【答弁→鈴木副市長】 向島を含む 4 つの証明書発行コーナーは、本年 3 月に営業を終了するが、便利な各種証明書のコンビニ交付サービスをより利用いただけるよう、マイナンバーカードの一層の普及と利用方法の周知に取り組んでいく。

7、防災、災害対策の地元要望について【要望】

最後に、防災、災害対策の地元要望を申し上げます。

・淀川三川の堤防強化を

国土交通省は、「淀川三川流域治水計画」として宇治川の天ヶ瀬ダムの改修を 21 年度に完了するとしています。2012 年の台風による鴨川下鳥羽地域、桂川久我橋北詰めに越水がおきました。また宇治川堤防の向島、淀地域付近でパイピング現象による堤防の漏水が起きました。この災害を繰り返さないために、淀川三川の堤防強化を国に対して意見具申を求めます。

・「被災者生活再建支援制度」の市長特例制度の復活を

2018 年 6 月 18 日大阪北部地震の災害から始まり、その後の連続した台風の被害は甚大でした。災害復興のため市長特例の「被災者生活再建支援制度」が適用され、被災者に大変喜ばれたのに、なぜ廃止されたのですか。市民に信頼される、「被災者生活再建支援制度」の市長特例制度の復活を求めます。市民のいのちと暮らし財産を守る、自治体の本旨を全うしていただくことを求めて私の代表質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。